

令和7年度「特別支援教育就学奨励費支給制度」のお知らせ

特別支援教育就学奨励費支給制度とは、特別支援学級に在籍する児童生徒または通常学級に在籍し、かつ学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に対し、経済負担を軽減するため、世帯の収入額に応じて学用品費などの一部を援助する制度です。

●対象者

印西市に居住していて住民票があり、次の①②いずれかに該当する保護者

①特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者

②学校教育法施行令第22条の3の障害の程度（＊下表）に該当する児童生徒の保護者



※就学援助費の支給を受けている保護者は、対象となりません。

＊ 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度

区 分	障 害 の 程 度	実際の状況
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも	拡大教科書を用いて授業を受けている児童生徒
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも	身体障害者手帳を交付されている児童生徒
知的障害者	1 知的発達の遅延があり、他人との意志疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 2 知的発達の遅滞の程度が前文に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	療育手帳を交付されている児童生徒
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能な程度のも 2 肢体不自由の状態が前文に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	日常的に車いすを利用している児童生徒
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 2 身体虚弱的状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	小児慢性特定疾患医療受診券を交付されている児童生徒

●申請方法

申請を希望される方は、令和7年5月19日（月）までに、次の書類を封筒に入れて、保護者が学校に提出してください。

- ①特別支援教育就学奨励費支給申請書
 - ②特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書
 - ③委任状兼口座振込依頼書
 - ④上記障害の程度に該当する児童生徒は、それを証する書類の写し
 - ⑤世帯全員のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入り住民票の写し等）のコピー
 - ⑥申請者の運転免許証・旅券・在留カード・身体障害者手帳等のコピー
- ※上記⑤でマイナンバーカードを提出している場合は省略可

- ・給与以外の所得がある方は、確定申告を済ませておいてください。
- ・印西市で所得額が確認できなかった場合には、世帯員の前年の所得額がわかる書類（市町村民税課税証明書等）の提出をお願いします。
- ・特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者で、特別支援教育就学奨励費支給制度の利用を希望されない場合は、お手数ですが、「特別支援教育就学奨励費辞退届」を提出してください。

●支給内容（支給額）

特別支援教育就学奨励費の支給費目（支給額）は、世帯の収入額によって決められる区分によって異なります。

- ・第1区分・第2区分の方は、下表のとおりです。
- ・第3区分の方の支給費目は、通学費、職場実習交通費及び交流及び共同学習交通費のみで、支給額は保護者が負担した費用の半額です。

対象経費	対象学年	支給内容	支給額
学用品・ 通学用品費	全学年	通常の学習に必要な学用品及び通学に必要な通学用品	小学校：5,820 円 中学校：11,370 円 上記金額を上限に、保護者が負担した費用の半額
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	第1学年	新入学にあたって学習に必要な学用品及び通学に必要な通学用品（保護者が購入した物に限る。）	小学校：28,530 円 中学校：31,500 円 上記金額を上限に、保護者が負担した費用の半額
校外活動費	全学年	校外活動に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料（宿泊費は年1回のみ）	保護者が負担した費用の半額
修学旅行費	該当学年	修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担するその他必要な経費	保護者が負担した費用の半額
通学費	全学年	自宅から学校までの最も経済的な通学方法により通学する場合の交通費	保護者が負担した費用の全額
職場実習交通費	全学年 (中学校)	中学校の教育課程に基づき、校長の管理のもとに学校外の事業所等において、職場実習に参加する場合の交通費	保護者が負担した費用の全額
交流及び 共同学習交通費	全学年	学校教育の一環として特別支援学校又は他の小・中学校の特別支援学級の児童生徒と共に集団活動を行う場合に必要な交通費	保護者が負担した費用の全額

●支給時期・支給方法

各学期末に、学校からの報告に基づき支給額を決定して保護者の預金口座に直接振り込みます。

保護者が学校以外で購入した物については、レシートや領収書を学校へ提出してください。

問い合わせ

印西市教育委員会学務課学務係

TEL 0476-33-4704